

静岡県告示第501号の6

物流業立地事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第584号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第2 定義 (1)～(6) （略） (7) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する物流施設の新設又は増設をいう。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた物流業者が賃借する物流施設の新設又は増設を除く。 ア～ク （略） ケ 当該物流施設において業務を開始する物流業者（その子会社及びその関連会社を含む。以下「特定物流業者」という。）の当該物流施設における従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマー（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者である従業員をいう。以下同じ。）を除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が、10人以上であること。 <u>コ 業務の開始に伴い、当該物流施設の特定物流業者の従業員の数及び県内における特定物流業者の従業員の数が、それぞれ1人以上増加すること。</u>	第2 定義 (1)～(6) （略） (7) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する物流施設の新設又は増設をいう。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた物流業者が賃借する物流施設の新設又は増設を除く。 ア～ク （略） ケ 当該物流施設において業務を開始する物流業者（<u>その親会社、</u>その子会社及びその関連会社を含む。以下「特定物流業者」という。）の当該物流施設における従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマー（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者である従業員をいう。以下同じ。）を除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が、10人以上であること。 <u>コ 次のいずれかに該当すること。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。</u> <u>(7) 業務の開始に伴い、当該物流施設の特定物流業者の従業員の数及び県内における特定物流業者の従業員の数が、それぞれ1人以上増加すること。</u> <u>(4) 業務の開始に伴い、当該物流施設の</u>

サ～ソ （略） 第3 補助の対象及び補助率（額） (1) （略） (2) 物流業立地事業に要する経費のうち、物流施設の建物の建設、機械設備の購入及び安全対策に要する経費に係る補助金 次の表に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他知事が別に定める者が別途に定める制度により補助を実施している経費を除く。 <table border="1"> <tr> <th>補助の対象</th><th>補助率（額）</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>ア、イ及びウに掲げる額の合計に<u>100分の7</u>を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、5億円を限度とする。</td></tr> </table>	補助の対象	補助率（額）	(略)	ア、イ及びウに掲げる額の合計に <u>100分の7</u> を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、5億円を限度とする。	<u>特定物流業者の従業員の数及び県内における特定物流業者の従業員の数が、0人以上1人未満増加し、かつ、知事が別に定めるところにより算出した県内の全事業所における生産性が10パーセント以上向上すること。</u> サ～ソ （略） 第3 補助の対象及び補助率（額） (1) （略） (2) 物流業立地事業に要する経費のうち、物流施設の建物の建設、機械設備の購入及び安全対策に要する経費に係る補助金 次の表に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他知事が別に定める者が別途に定める制度により補助を実施している経費を除く。 <table border="1"> <tr> <th>補助の対象</th><th>補助率（額）</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>ア、イ及びウに掲げる額の合計に<u>100分の5</u>を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、5億円を限度とする。</td></tr> </table>	補助の対象	補助率（額）	(略)	ア、イ及びウに掲げる額の合計に <u>100分の5</u> を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、5億円を限度とする。
補助の対象	補助率（額）								
(略)	ア、イ及びウに掲げる額の合計に <u>100分の7</u> を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、5億円を限度とする。								
補助の対象	補助率（額）								
(略)	ア、イ及びウに掲げる額の合計に <u>100分の5</u> を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、5億円を限度とする。								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- 改正後の物流業立地事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した物流施設の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した物流施設の新設及び増設については、なお従前の例による。